

みんなの健康を支える国民健康保険制度

日本では、誰もが安心して医療を受けられるように、職業や年齢などに応じて、すべての方が医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。

国保に加入する方

職場の健康保険などに入っている方、生活保護を受けている方、長寿（後期高齢者）医療制度に入っている方以外は、すべて国民健康保険（国保）に加入します。

例えば・・・

- ・ お店などを経営している自営業の方
- ・ 農業や漁業などに従事している方
- ・ 退職して職場の健康保険などをやめた方
- ・ パート、アルバイトなどをして、職場の健康保険などに加入していない方
- ・ 外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在すると認められた方



届け出が必要です！

職場の健康保険と国保の間で切り替えがある場合には、ご自身による届け出が必要です。自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください！

届け出に必要なもの

【国保に加入するとき】

- 職場の健康保険を脱退したことを証明するもの（資格喪失連絡票や離職票など）
- 印鑑
- 年金手帳・年金証書など
- 本人確認ができるもの（運転免許証など）

【国保を脱退するとき】

- 職場の保険証
- 国保の保険証（脱退する方全員分）
- 印鑑
- 年金手帳など
- 本人確認ができるもの（運転免許証など）

届け出はお早めに

加入の届け出が遅れた場合は、前の健康保険が終了した時点までさかのぼって国保に加入し、その分の国保税を納めていただきます。

脱退の届け出が遅れると、国保税が二重に請求されます。また、他の健康保険に加入した後に国保の保険証を使用すると、その時に国保が負担した医療費を返していただくことがあります。

健康保険に変更がありましたら、**14日以内**に役場町民課または各出張所へ届け出をお願いします。